

旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 中 野 ひろゆき

## 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

旭川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年旭川市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「以下「情報公開条例」を「第２０条及び第４７条第１項において「情報公開条例」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「まで及び第２９条」を「まで」に改め、同項の表第３９条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する自己」を「自己」に改め、同条第２項中「以下この章（次条第４項（第３２条第４項及び第４０条第４項において準用する場合を含む。）を除く。）において」を「次条第４項（第３２条第４項及び第４０条第４項において読み替えて準用する場合を含む。）を除き、以下」に、「以下この章及び第５０条において」を「以下」に改める。

第２７条第２項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第３１条第２項中「以下この章及び第５０条において」を「以下」に改める。

第３２条第３項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第３７条第２項中「この章」を「この項」に改める。

第３９条第１項中「以下この章において」を「以下」に改め、同条第２項中「以下この章及び第５０条において」を「以下」に改める。

第４０条第３項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第４５条第２項中「この章」を「この項」に改める。

第５０条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第５５条から第５７条まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表第39条第1項第1号の項の改正規定 令和7年4月1日
  - (2) 第55条から第57条までの改正規定 令和7年6月1日  
（罰則の適用に関する経過措置）
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。